

小林市職員採用試験

申込受付
1次試験

令和2年7月20日～8月11日
9月20日（日曜）

小林市職員採用試験を行います。日本国籍を有しない人、その他地方公務員法の規定による欠格事項に該当する人は受験できません。

◆試験区分（採用予定人員）

試験は次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望する職種の内いずれか一つのみ受験できます。なお、申込締切後は、試験区分の変更はできません。

▼事務職A【若干名】

昭和60年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人

▼事務職B【若干名】

平成11年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人
※第1次試験は、平成11年4月1日以前に生まれた人は大卒程度、平成11年4月2日以降に生まれた人は高卒程度で実施します。

▼土木技師【2名程度】

平成3年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人で、土木に関する専門課程を卒業（修了）した人、または令和2年度において卒業（修了）見込みの人
※第1次試験は、事務職A・Bに準じて実施します。
（社会人経験者）

次の要件のいずれにも該当する人

①昭和56年4月2日以降に生まれた人

②土木施工管理技士1級、測量士のいずれかの資格を持っている人、または令和2年度において資格取得見込みの人

③土木に関する専門職として民間企業などで職務経験年数が3年以上ある人

※職務経験年数の基準日は令和2年3月31日です。

※職務経験年数には、土木に関する専門職として民間企業などの職員として週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当

※職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

※アルバイト、パートタイマーとしての職務経験は該当しません。育児休業、休職などで休んでいた期間を含みません。

※第1次試験は、社会人基礎試験（職務遂行に必要な基礎知識・能力試験）を実施します。

※最終合格発表後、職務経験確認のため、職歴証明書などを提出していただきますが、確認できない場合は採用されません。

▼保健師【1名程度】

平成3年4月2日以降に生まれた人で、国家試験に合格し、免許を持っている人、または令和2年度の試験において免許取得見込みの人
※第1次試験は、大卒程度で実施します。

◆受付期間

7月20日（月曜）
8月11日（火曜）

▼受付時間

祝日を除く月曜～金曜の8時30分～17時15分
※郵送の場合、8月11日（火曜）までの消印有効

◆試験日程

9月20日（日曜）

▼第1次試験

▼試験会場 中央公民館
▼試験案内・受験申込書・エントリーシートの交付場所
総務課で交付します。直接、または郵送で請求ください。

▼郵送にて請求する場合
140円切手を貼った宛先
明記の返信用封筒（角2号）
を必ず同封し、往信用封筒の

表に「採用試験受験申込書請求」と朱書きのうえ、郵送ください。

◆受験申込手続

総務課で受け付けます。次の書類を直接、もしくは郵送で提出ください。

- ①職員採用試験受験申込書
- ②エントリーシート（自筆）
- ③最終学校の卒業（見込みを含む）証明書、または卒業証書の写し
- ④写真（受験申込み3か月以内に撮影した無帽上半身正面向き縦6センチ×横4.5センチのもの）を申込書に貼付）
- ⑤免許証、資格証の写し（資格取得見込みの人は、受験申込書裏面の「説明」欄にその旨を記載

※①～⑤に不備がある場合は受験できません。
▼郵送で提出する場合
必ず「簡易書留」で郵送ください。その際、郵便局窓口で交付される「書留郵便受領証」は、受験票が届くまで保管しておいてください。

●申・問

・総務課

〒886・8501

小林市細野300番地

TEL 23・0469

募集

市民表彰候補者の推薦受付

本市の振興発展および市民生活の向上などに多年尽力され、その功績が顕著な方々を表彰します。

◆部門

- ① 地方自治
② 産業経済
③ 教育・芸術・体育・文化
④ 公共福祉
⑤ 市民生活

◆主な選考基準

30年以上の功績を有する人。ただし、特例的なものはこの限りではありません。刑罰を受けた者、重大な交通事故違反者などは、候補者から除外されます。

◆推薦方法

所定の功績調書・履歴書を提出ください。用紙は、企画政策課、須木庁舎地域振興課、野尻庁舎地域振興課にあります。

◆提出締切

8月17日(月曜)

◆表彰式開催日

保健・福祉

後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

後期高齢者医療の新しい保険証を7月中旬に送付します。この保険証は8月1日から使用でき、有効期間は1年間です。なお保険証の色が水色から橙(オレンジ)色に変わります。保険証は台紙に張りついでいますので、はがしてご使用ください。万が一、7月31日を過ぎても届かないときは問い合わせください。また、これまでの保険証は8月1日以降使えなくなりますので、ご注意ください。

◆問

- ほけん課
Tel 23・0116
須木庁舎住民生活課
Tel 48・3132
野尻庁舎住民生活課
Tel 44・1100

11月3日(火曜) 文化の日
◆申・問
企画政策課
Tel 23・3470

65歳以上対象とした「川柳」「色塗り」のコンテスト

「川柳」と「色塗り」のコンテストを開催します。応募いただいた作品の中から5部門の賞を選出する予定です。たくさんのお応募をお待ちしております。

◆募集期間

7月1日(水曜)
8月31日(月曜)

◆応募方法

応募用紙と投函箱を次の場所に設置しています。
長寿介護課
小林市社会福祉協議会
小林市地域包括支援センター
のじり地域包括支援センター
百歳会館

◆対象

市内在住の65歳以上の人

◆内容

川柳は介護予防など福祉をテーマに募集します。色塗りは3つの課題の中から選んで応募ください。

で応募ください。
◆その他
賞に選ばれた作品は、小林市社会福祉協議会が発行する「いきいき通信」などで紹介します。

◆問

- 小林市社会福祉協議会
Tel 23・3466
のじり地域包括支援センター
Tel 44・2271

講座・催し

健幸アンバサダー養成講座

健幸アンバサダー養成講座の受講生を募集します。健幸アンバサダーの役割は、家族や友人などの大切な人へ正しい健康情報を広めていただくことです。健幸アンバサダーとして、健幸のまちづくりと一緒に取り組みませんか。

◆講座日時

- 8月21日(金曜)
13時30分~16時30分
8月22日(土曜)
9時30分~12時30分
※両日とも同じ内容の講座で

す。希望する回を選択してください。
◆場所 中央公民館
◆定員 各回80人
◆受講料 無料
◆申込方法
健康都市推進室(企画政策課内)に受講申込書を提出または電話で申込みください。※申込用紙は窓口またはホームページからダウンロードできます。

◆申込締切

8月14日(金曜)

◆申・問

- 健康都市推進室
Tel 23・0456

宮崎県防災士養成研修

県では、地域の防災力の向上を目的に、地域での防災活動の中核となる人材として、防災士養成研修(基礎コース)を開催します。

◆日時

8月23日(日曜)

9時30分~17時(9時受付)

◆場所

えびの市文化センター

◆対象

県内に在住または在勤し、本研修の目的を理解している人。日頃から防災に関わっている人や、今後地域の防災活動に貢献する意欲および意欲のある人。
◆費用 受講料無料
◆ご注意ください
防災士資格取得には、9月10月に開催の救急救命講習および、令和3年2月開催の専門コース(資格取得試験)への参加が必要になります。また、防災士資格取得試験受験料3千円と認証登録料5千円が必要です。

◆申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ、NPO法人宮崎県防災士ネットワーク事務局に、FAX、電子メール、または郵送にて申込みください。申込用紙は、県のホームページからダウンロードできます。また、研修全体の詳細についても同ホームページをご覧ください。

◆申込締切

8月13日(木曜)

◆問

- NPO法人宮崎県防災士ネットワーク
Tel 0985・55・0447

後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の手続き

後期高齢者医療の被保険者で、住民税非課税世帯の人は医療機関で療養(入院・外来)を受ける際に減額認定証を提示することにより、一部負担金限度額の適用と入院時の食事代などが減額されます。減額認定証が必要な人は申請してください。
※現在、減額認定証を持っていない人で、令和2年度も引き続き住民税非課税世帯の人には7月中旬以降に新しい減額認定証を郵送しますので申請は不要です。なお、保険証とは別に郵送します。

◆対象

住民税非課税世帯の人

◆申請期間

随時(申請した月の初日から適用となります)

◆申請場所

ほけん課、須木・野尻庁舎住民生活課

◆申請に必要なもの

必要な人の保険証
朱肉を使う印鑑

マイナンバーカードなどマイナンバーのわかるもの
手続きにみる人の本人確認書類
※運転免許証など顔写真の付いたものは1点、保険証など顔写真が付いていないものは2点

◆その他

減額認定証の適用区分欄に「区分Ⅱ」と表記されている人で過去12か月の区分Ⅱに該当する期間のうち90日を越える入院がある人は、再度申請することによりさらに食事代が減額されます。申請には必要なものに加えて医療機関が発行した入院日数が確認できる書類が必要です。詳しくは、問い合わせください。

◆申・問

- ほけん課
Tel 23・0116
須木庁舎住民生活課
Tel 48・3132
野尻庁舎住民生活課
Tel 44・1100

オレンジカフェに参加してみませんか

地域の子どもや高齢者、認知症の人やその家族など、誰でも気軽に参加し、交流を深める場です。

◆問

- 小林市地域包括支援センター
Tel 25・0707
のじり地域包括支援センター
Tel 44・2271

家族介護者の集いに参加してみませんか

介護をしている人たちが悩みを出し合い、介護に対する「思い」を共有する集いを開催します。介護経験などについて語り合っていたり、そこから何かヒントを見つけていただければ幸いです。どなたでも参加できます。

◆日時

8月8日(土曜)
13時30分~15時

◆場所

小林市地域包括支援センター

◆内容

懇談・茶話会

◆参加費

無料

◆その他

申込み不要

◆問

- 小林市地域包括支援センター
Tel 25・0707

◆オレンジカフェ開催一覧

Table with columns: 地区, 日程, 時間, 場所, 参加費. Rows include locations like 細野小学校, 細野団地集会所, etc.

◆その他

申込み不要です。直接会場にお越しください。

令和2年度 慰霊友好親善事業

日本遺族会が実施する「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」は、先の大戦で、父などを亡くされた戦没者の遺児を対象として、亡き父などの眠る地へ赴き、慰霊追悼を行うとともに、現地の方と友好親善を深めることを目的としています。令和2年度募集の概要は次のとおりです。詳しくは宮崎県遺族連合会へお問い合わせください。

- ◆実施地域・期間
●トラク諸島 10月10日～10月16日
●パラオ諸島 10月10日～10月16日
●ソロモン諸島 10月21日～10月28日
●フィリピン(1次) 11月6日～11月13日
●マリアナ諸島 11月18日～11月24日
●ミャンマー・タイ 11月27日～12月5日
●東部ニューギニア 12月15日～12月22日
●ビスマーク諸島 12月15日～12月22日

- ▼西部ニューギニア 令和3年1月15日～1月24日
▼台湾・パシフィック海峽 令和3年2月1日～2月7日
▼東部ニューギニア 令和3年2月10日～2月17日
▼ミャンマー 令和3年2月24日～3月4日
▼マーシャル諸島 令和3年3月6日～3月14日
▼フィリピン(2次) 令和3年3月12日～3月19日
▼中国 令和3年3月22日～3月30日

- ◆対象 戦没者の遺児
◆費用 10万円
◆注意事項
●各実施地域ごとに定員、申込締切があります。
●実施時期・日程などは、相手国の都合や社会情勢等により変更や中止される場合があります。
●費用には集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き料等は含まれておりません。
●費用は、燃料費の高騰、円安等諸般の事情により値上げする場合があります。
●申・問 宮崎県遺族連合会事務局 TEL 0985-22-2858

案内

児童扶養手当現況届・ひとり親家庭医療費受給資格更新

「児童扶養手当現況届」は、児童扶養手当を引き続き受ける要件を満たしているかの確認と、11月からの手当の支給額を決定する為の大切なものです。この届出がない場合、11月以降の手当の支給が受けられなくなり、2年間届出をしないと受給資格がなくなり、また同時に、「ひとり親家庭医療費受給資格」の更新手続きを行います。手続きには時間を要する場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※現在、公的年金受給や所得制限により手当を受給していない人も届出が必要です。
※対象者には別途通知します。
※新型コロナウイルス感染症予防対策として、3密を避け、待ち時間等の時間短縮のため、事前に書類を記入しお

越してください。

◆集中受付期間の日時

- 8月11日(火曜) 8時30分～17時00分
※土日、祝日を除く。
※13日(木曜)、20日(木曜)は子育て支援課のみ受付を延長します。時間を要しますので18時半までには、窓口にお越しください。

◆受付場所

- 子育て支援課、須木庁舎・野尻庁舎住民生活課
◆必要なもの
●現況届
●養育費に関する申立書
●児童扶養手当受給資格者証(ピンク)
●ひとり親医療費受給資格者証(黄色)および受給者本人の健康保険被保険者証
●印鑑(スタンプ印不可)
●その他、対象者ごとに別途必要な書類がありますので、個別の通知を確認ください。

●問

- 子育て支援課 TEL 23-1278
須木庁舎住民生活課 TEL 48-3132
野尻庁舎住民生活課 TEL 44-1100

体罰によらない子育てを広げよう

我が国においては、「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在し、「しつけ」の名のもとに行われる体罰がエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も見受けられます。こうしたことを踏まえ、令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、本年4月1日から施行されました。

◆しつけと体罰の関係

親は子どもを養育し、教育のためのしつけをしますが、時には、しつけとして子どもに罰を与えようとするかもしれません。しつけのためだと思ひ、子どもの心身に何らかの苦痛や不快感を意図的にもたらす行為(罰)は、たとえどんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。この法律は、親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てをサポートし体罰によらない子育てを社会全体で推進することが目的です。

◆体罰の例

- ・何回注意しても言うことを聞かないので頬を叩く
・いたずらをしたので何時までも正座をさせる
・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えない
このほか、「お前なんか生まれてこなければよかった」と子どもの存在を否定するようなことを言うのは、子どもの心を深く傷つける行為です。

◆なぜ体罰をしてはいけないのか

体罰が子どもの成長・発達に悪影響を与えることが明らかになっており、体罰が繰り返されると、心

身に様々な悪影響が生じる可能性があります。

また、大人に対する叩く・暴言などの行為が人権侵害として許されないのと同様に、子どもも尊厳を有する人権の主体であり、叩くなどの行為は人権侵害として許されません。

◆体罰によらない子育てのために

子育ては大変です。子どもに腹が立ったり、イライラすることは保護者の多くが経験します。子どもを育てる上では、大変さを保護者だけで抱えるのではなく、支援を受けることも必要です。

少しでも困ったことがあれば、子育て支援課や健康推進課に連絡ください。例えば、市の家庭児童相談室や、健康推進課が実施している乳幼児健診などの機会に相談ができます。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いち・はや・く)」や児童相談所相談専用ダイヤル「0570-783-189(なやみ・いち・はや・く)」も利用できます。

- 問=子育て支援課 TEL 23-1278
家庭児童相談室 TEL 23-4319
健康推進課 TEL 23-0323

ひとり親世帯などへ 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯などに、臨時特別給付金が支給されます。支給を受けるには申請が必要となりますので、対象者は必要書類を揃えて申請期間内に手続きをしてください。給付金の申請案内は後日、現況届の案内文書と一緒に郵送します。

◆支給対象者

- 〔基本給付金〕
次の①～③のいずれかに該当する人
①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人(①の人は給付金の申請は不要)

- ②公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当が全額支給停止の人
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

〔追加給付金〕

基本給付金対象の①と②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している人

◆支給額

- 基本給付金 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
▼追加給付金 1世帯5万円

◆申請期間

- 8月3日(月曜)～9月30日(水曜)
●申請書の配布方法
市ホームページからダウンロードするか、子育て支援課窓口で配布します。

◆申請書の際には

※現在、児童扶養手当の認定を受けていない人も、支給対象者となる場合がありますのでお問い合わせください。
※申請する際は、顔写真付の本人確認できるもの、口座確認できるもの、印鑑を持参ください。

●申・問・子育て支援課

- TEL 23-1278
市ホームページ



市ホームページ

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の “振り込め詐欺” や “個人情報の搾取” にご注意ください

不審な電話や郵便があった場合は、下記まで連絡ください。
●子育て支援課 TEL 23-1278
●小林警察署 TEL 23-0110
●警察相談専用電話 # 9110

●厚生労働省 「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
TEL 0120-400-903
(受付時間 平日9時～18時)

猫の飼育するときは ご注意ください

猫に関する苦情が多く寄せられています。猫を飼うには、周りに迷惑や危害を及ぼさない飼い主の心くばりと、ルールを守る事が大切です。

◆室内飼育をする
環境を整えれば、猫は屋内だけで心身ともに健康に過ごすことができます。室内外の出入りを自由に行っていると、フン・尿などの悪臭、鳴き声、花壇を荒らすなど、近所へ迷惑をかけることがあります。

◆ノラ猫に餌を与えない
むやみにノラ猫に餌を与えると、その場所が繁殖の場となりさらに猫が増えます。猫が増えると縄張り争いや交通事故、病気などにかかるリスクも増え、結果的に不幸な猫が増えてしまう原因にもなります。餌をあげなければ、猫はその場所から離れます。特に置き餌は衛生的にも良くないので絶対にやめましょう。

動物愛護法第44条により禁止され、懲役または罰金刑が課せられます。飼い主には大きな責任があることを自覚しましょう。

●問
・生活環境課
Tel 23・8122
・小林保健所(衛生環境課)
Tel 23・3118

高齢者の健康状況を 確認するため調査員 が訪問します

新型コロナウイルス感染症の影響による高齢者の身体機能の低下などを防ぐため、市在宅高齢者訪問等調査員が、高齢者の健康状況など確認のために自宅を訪問します。

◆訪問調査期間
7月下旬～令和3年3月
◆対象者
概ね75歳以上の在宅で生活する高齢者で市が必要と認め

た人
※全ての高齢者を対象としたものではありません

◆内容
在宅での日常生活状況、食事の摂り方を含む健康状態、社会参加の状況などに関する聞き取りを行います。また、健診や介護予防などに係る情報の提供を行います。

●問
・長寿介護課
Tel 23・1140
・小林市地域包括支援センター
Tel 25・0707
・のじり地域包括支援センター
Tel 44・2271

その請求は架空請求かも！

身に覚えのない請求や裁判所の通知でおかしいな？と思ったらまず相談

消費者ホットライン **188**

または西諸地域相談窓口 Tel 23 - 1179

防災行政無線 慰霊・平和記念の サイレン吹鳴

8月6日、8月9日の原爆が投下された日および8月15日の戦没者を追悼し平和を祈念する日にサイレンが鳴ります。この時間のサイレンは、慰霊と平和祈念のための吹鳴で、火災ではありません。ご注意ください。

◆サイレン吹鳴日時
・8月6日(木曜) 8時15分
・8月9日(日曜) 11時2分
※広島市原爆投下時刻
・8月15日(土曜) 12時
※戦没者追悼と平和祈念の日

●問
・福祉課
Tel 23・0111

防災行政無線 地震などの発生に 備えた伝達訓練

地震や武力攻撃などの発生時に備え、国による全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達試験が実施されます。

◆訓練日時
8月5日(水曜) 11時

●問
◆内容など
防災行政無線(屋外スピーカー・防災ラジオ)から「これは、Jアラートのテストです。」と放送します。災害ではありませんので、お間違えのないようお願いいたします。

●問
・危機管理課
Tel 23・1175

令和2年度の「元気なまちづくり支援補助金」に2団体

市では、まちづくりや市と協働で市民のニーズにあった活動を行う団体やNPOを支援する「元気なまちづくり支援補助金」を設けています。今年度は、次の団体の事業が採択されました。

●問=企画政策課 Tel 23 - 0456

◆元気なまちづくり支援補助金(成長期はぐくみ支援の部) (単位:円)

No	団体名	総事業費	うち補助金
1	小林ハーモニカクラブのかいどう 事業概要 ハーモニカで元気を！をモットーに、ハーモニカを通じて自らの生きがいや健康増進につなげ、施設慰問などに参加し入所者などに元気を届けることでまちづくりに貢献する。子育て支援、自殺防止対策、公民館活動分野なども協働した活動も展開する。	460,000	196,000
2	いもにーらんど 事業概要 芋煮会というイベントを通じて、地域の食材を生かした地産地消の推進、市内外の人々の交流の促進、食育を含めた心の栄養としてのイベントの開催などにより、地域の活性化を図る。	489,263	300,000

夏のイベント 中止について

毎年8月に開催される、次のイベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

◆こばやし
名水夏まつり

●問=まつり小林実行委員会
Tel 24 - 1920

◆小林市すき
納涼花火大会

●問=須木庁舎地域振興課
Tel 48 - 3130

◆のじり湖まつり

●問=野尻庁舎地域振興課
Tel 44 - 1100



事業主の方へ 退職金のこと ちょっと考えてみませんか？

- 「中退共」の退職金制度なら、
- ① 国の掛金助成を受けられます。
 - ② 掛金は全額非課税。
 - ③ 社外積立だから、管理がカンタン！
- パートさんのための特例掛金月額もご用意
(中退共は中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。)

*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。
詳しくはホームページへ

お問合せ
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

<新型コロナウイルス感染症関連>

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・ 介護保険料が減免になります

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方などの保険税（料）が減免になる場合があります

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免要件 次の①または②に該当する人

- ①主たる生計維持者（世帯主）が、感染症により死亡または重篤になった世帯の方
- ②感染症の影響で主たる生計維持者（世帯主）の収入の減少が見込まれ、次の3項目すべてを満たす世帯の方
 - ・世帯主の今年の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のうち、いずれかの収入額が前年比で30%以上減少する見込みであること
 - ・世帯主の前年所得が1,000万円以内であること
 - ・減収が見込まれる世帯主の事業収入等の所得以外の前年所得合計額が400万円以内であること

介護保険料の減免要件 次の①または②に該当する人

- ①主たる生計維持者が、感染症により死亡または重篤になった世帯の方
- ②感染症の影響で主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の2項目すべてを満たす世帯の方
 - ・主たる生計維持者の今年の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）うち、いずれかの収入額が前年比で30%以上減少する見込みであること
 - ・減収が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等の所得以外の前年所得合計額が400万円以内であること

減免対象期間と減免割合

納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日に設定されている保険税（料）のうち、要件や前年所得に応じた、一部または全部を免除

申請方法

◆申請方法

該当者は申請書を窓口または郵送で提出ください。申請書は ほけん課、長寿介護課、各庁舎住民生活課で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

※感染症拡大防止のため、電話でも郵送対応します。

問い合わせ・申請書提出先

●国民健康保険・後期高齢者医療保険は
ほけん課 TEL 23 - 0116

●介護保険は
長寿介護課 TEL 23 - 1140

該当すると思われる方、内容がわからない方はご連絡ください